

平成 26 年(行ウ)第68号 豊橋市民病院公金支出差止請求住民訴訟事件

原告 寺本泰之

被告 豊橋市長 佐原光一

準備書面(5)

名古屋地方裁判所民事9部A1係 御中

平成27年9月15日

原告 寺本泰之

愛知県豊橋市賀茂町字石城寺 4-6

(〒441-1101)

TEL 0532-88-3451

第1、被告の、落札率が低いほど業務成績が低い傾向がある、とする主張に対する反論

1、第22回全国市民オンブズマン兵庫大会(2015年9月5日～6日)開催に際し、全国市民オンブズマン連絡会議では47都道府県・20政令都市に対して入札に関する調査を行い、その分析結果を同年9月4日に発表した(甲第14号証)。この調査結果から全国市民オンブズマン連絡会議は次のように述べている。

「最低制限価格を引き上げる自治体の言い分として、『落札率が下がると、工事の質が落ちるおそれがある』と主張するが、実際今回調査対

象の98自治体中、6自治体(大阪府・徳島県・盛岡市・松山市・佐賀市・長崎市)しか落札率と工事成績点数の関係の調査を行っておらず、情報提供いただいた6自治体のデータを見る限り、落札率と工事成績点数との関係はないと言える。最低制限価格を引き上げることは、自治体側による談合助長策とも言え、見直しを求めたい。」

(※自治体へのアンケート内容は甲14の30ページ、アンケート回答は17～22ページに記載されている。)

以上から以下の(1)(2)の被告の主張は、全く根拠のない、真実ではない主張であるので削除すべきである。被告は、本件委託業務に失格判断基準制度を導入する根拠を失った。

(1)被告の、答弁書の4ページ16行目(第2, 3(1)ウ)、及び5ページ5行目(第2, 3(2)イ)における

「落札率が低いほど業務成績が低い傾向があり(乙12)、極端な低価格での入札は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれ」や「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ」の蓋然性が高く、失格判断基準はそれらのおそれを適切に排除することにより、適正な価格での競争を確保するものである。」の主張。

そもそも愛知県は落札率と工事成績点数の関係の調査を行っていない(甲14の18ページ)のであるから証拠とした乙12の「愛知県建設部低入札価格調査等実施要項」は、被告の主張を裏付けることはできない。

(2)被告の、第1準備書面の2ページ15行目(第1, 2)及び第2準備書面の5ページ12行目(第2の1の(1))及び第3準備書面の5ページ7行目(第2の1の(3))における

「落札率が低いほど業務成績が低い傾向があり(乙14、6頁)、極端な低価格での入札は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれ」や「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ」の蓋然性が高く、失格判断基準はそれらのおそれを適切に排除することにより、適正な価格での競争を確保するものである。」の主張。

乙14、6頁ではコンサル業界の技術力低下に対する不安を述べるにとどまり、具体的に自治体の調査をしたわけではない。(乙14、8頁)には近年建設コンサルタント業務等において、低入札が急増しているが業務コストの実態が把握できていないと記されている。

2、JCM マンスリーレポート (2015, 5 Vol23 NO.3)2ページに国土交通省の久保宣之執筆による「公共事業の円滑な施工確保対策について」という論文が掲載されているが(甲第15号証)。そこに掲載された図—1(甲第15号証の裏面は図—1を拡大したもの)によれば、この数年の日本の国内の建設投資額は約50兆円である。そのうちの30兆円(約60%)は民間投資であるから、価格だけで契約しない最低制限価格や失格判断基準という制度は存在しない。残り約20兆円のうち国の投資額が約3分の2で、約3分の1が地方自治体の投資額である。さらにこの地方自治体の3分2が最低制限価格や失格判断基準を導入しているに過ぎ

ない。これらから分かるのは、いかに失格判断基準や最低制限価格制度が市場原理に適わない制度であるかということである。

3、本件入札は設計委託業務であり、過去の関連業務のデータのストックがある業者と、ない業者とでは相当な入札価格の差が出る。また、ほとんどが人件費の業務である。関連データストックのある業者は、競争力があることから大幅な人件費削減が可能であり、低入札価格でも十分利益を確保できる。履行確認もせず切り捨てる失格判断基準制度の導入は必要なく、不当であることは明らかである。

第2、本件の違法性と被告の裁量権逸脱について

1、平成27年9月14日に「工事に伴う委託業務に係る低入札調査思考要領の改正について」に関する起案文書が開示された(甲第16号証)。

地方自治法施行令167条の10第1項には「契約内容に適合した履行がされないおそれがあるとき」「公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるとき」また同第2項「契約の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるとき」の場合に失格判断基準の導入ができるとしている。しかし、起案文書(甲16、2ページ)には「低入札価格調査では、労働者や再委託先へのしわ寄せなどは認められず、成果品にも問題はなかった(甲16、13行目)、と記されている。また契約不履行のおそれがある入札は1件もないことが明らかにされている。(同18行目)の改正案には「品質の低下は見られない」と記されている。

以上の事実にも拘わらず被告が、失格判断基準を導入したことは違法である。

被告は、必要性もないのに価格のみで失格にする失格判断基準を導入し、住民に不当な負担をかける結果を招いた。被告の裁量権濫用・逸脱であるは明らかである。

証拠方法

甲第14号証:2014年度入札調書の分析結果についての報告

甲第15号証:公共事業の円滑な施工確保対策について

甲第16号証:起案文書(工事に伴う委託業務に係る低入札価格調査思考要領の改正について)

添付書類

準備書面(5)副本 1通

甲号証 写し 1通